

福岡市関連の水源地域で 森林保全活動や交流活動を行ってみませんか？

●対象となる活動

福岡市関連の水源地域で行う
植樹等の森林保全活動や
水源地域の方との交流活動等

※詳細は裏面をご覧ください

●対象となる団体

福岡市内に居住又は通勤もしくは
通学する人で構成する概ね20名以上の市民団体

●対象となる経費

バス借上料、有料道路通行料、傷害保険料、
苗木代、会場借上料、指導者謝礼金等

●助成金の額

森林保全活動は対象経費の3分の2以内の額
交流活動等は2分の1以内の額

※千円未満切り捨て

※1団体について、1年度30万円を限度とする。

〈助成額の計算(例)〉

バス借上げ	100,000円
有料道路	5,000円
傷害保険料	3,000円
合計	108,000円

森林保全活動は	3分の2の72,000円
交流活動等は	2分の1の54,000円が
	助成されます。

福岡市は、市内に大きな川がないなど地理的に水源に恵まれず、その多くを筑後川などの市外に頼っており、朝倉市、大分県日田市や佐賀県吉野ヶ里町などの水源地域の方たちとの交流・連携を積極的に進めています。

その一つとして、市民団体の皆さんが、森林保全活動や水源地域の方たちとの交流活動を行う際の活動費の一部を助成しています。

水道局ホームページ

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/mizu/ryuiki/dantai.html>

こちらからも
アクセスできます



申請期間

1月4日～2月末日

(4月～翌年3月活動分)

※申請書等は下記担当課へお申し出ください。
※助成金の総額が予算額に満たない場合は
再募集を行います。

事前に流域連携課へ
ご相談ください

福岡市水道マスコット
フクちゃん



お申し込み・お問い合わせ
福岡市水道局流域連携課

TEL:092-483-3194
FAX:092-483-3252

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目28-15

Email: ryuiki.WB@city.fukuoka.lg.jp



水は

もり

森林から生まれる

福岡市は、地理的に水源に恵まれず、筑後川などの市外に頼っており、水源地域の方たちとの交流・連携を積極的に進めています。



福岡市と筑後川の位置関係

水道局では市民団体の皆さんが、森林保全活動や水源地域の方たちとの交流活動を行う際の活動費の一部を助成しています。

助成の対象となる活動

●福岡市関連の水源地域での森林保全活動（3分の2以内の額）



植樹

森林は「緑のダム」と呼ばれており、雨水をきれいにしたり貯蓄する働きを持ちます。おいしい水を育むために木は欠かせません。水を未来へつないでいくために、それぞれ思いを込めて植樹します。



下草刈り

植えたばかりの小さな樹木は、雑草などに覆われると十分に太陽の光を浴びることができなくなり、やがて枯れてしまいます。樹木が健康に育つよう、周囲の雑草を刈り取ります。下草刈りは樹木の成長過程において、とても大切な作業です。



枝打ち

木々が成長していくと、互いに枝葉が重なり合い成長できなくなります。また、光が入らないことで土砂の流出を防ぐ役割を持つ草も生えなくなります。枝打ちをすると、木の根元には草が生え、木は枝葉を広げることができるので、幹も根も太く育ちます。こうして森林は「緑のダム」としての役割を果たすことができます。



●水源地域の住民との交流活動等（2分の1以内の額）

- ・水源地域の住民とともに、たけのこ堀り、野菜収穫、田植え等
- ・水源地域との交流等に関する講演会、シンポジウム等の開催（市内に限る）



助成金手続きの流れ

